



令和7年2月14日
京都市環境政策局
〔担当 環境企画部環境保全創造課〕
電話 222-3955

臭気判定者の募集

京都市では、工場や事業場の操業等に伴う悪臭苦情の防止を図るため、市内の工場等を対象に悪臭測定（機器測定及び嗅覚測定）を実施し、その結果に基づいて事業者規制基準の遵守等を指導しています。

この度、悪臭測定の実施にあたり、臭気判定者※として登録し、御協力いただける方を募集します。

※ 臭気判定者の登録には、募集後実施する嗅覚検査に合格していただく必要があります。

1 募集者数

10名程度

応募多数の場合は抽選とし、結果は応募者全員にお知らせします。

2 応募資格

次の全てを満たす方

- （1）満18歳以上57歳以下の方（令和7年3月31日時点）
- （2）国、地方公共団体の議員又は常勤の公務員でない方
- （3）平日の日中（午後2時から午後4時頃まで）に実施する悪臭測定に参加できる方（年5回程度）

3 応募期間

令和7年3月1日（土）～3月31日（月）

4 応募方法

専用の申込フォーム又は電話でお申し込みください。

申込フォームはこちらから

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000247596.html>

（令和7年3月1日（土）午前10時からお申し込み可能です。）

5 検査及び登録

令和7年4月に実施する嗅覚検査に合格された方を臭気判定者として登録します。

なお、選考結果は、受検者全員にお知らせします。ただし、過去5年以内（40歳以上は3年）に嗅覚検査を受検されている場合は免除されます。

6 任 期

臭気判定者として登録された日から1年間。更新可。

7 測 定

悪臭測定に際し、京都市衛生環境研究所（京都市伏見区村上町395）において、工場や事業場で採集した検体について、においの有無を判定していただきます。

8 謝 礼

3,000円

悪臭測定への参加ごとに、謝礼（交通費は支給しません。）をお支払いします。

なお、令和7年4月に実施する嗅覚検査については、謝礼、交通費のお支払いはありません。

9 応募先・問合せ先

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市環境政策局 環境企画部 環境保全創造課 環境規制担当

T E L : 075-222-3955 F A X : 075-213-0922

<悪臭測定について>

- 悪臭測定とは悪臭防止法の規定に基づく測定であり、測定方法には、機器を用いて特定悪臭物質を測定する機器測定法と、人の嗅覚による嗅覚測定法の2種類があります。
- 悪臭測定の実施に当たり、京都市では上記2種類の測定方法を採用しており、このうち嗅覚測定法では、市民から募集した臭気判定者が判定を行っています。